

みやぎ木造住宅耐震診断助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、大規模地震による住宅被害を減ずるため、市町村が木造住宅の所有者の求めに応じ耐震診断及び耐震改修計画作成を行うため耐震診断士を派遣する場合の経費について、予算の範囲内において、当該市町村に対し、みやぎ木造住宅耐震診断助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第一に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震改修計画書 前号の診断結果に基づき耐震改修の計画を記載した書類をいう。
- (3) 耐震精密診断 財団法人日本建築防災協会及び社団法人日本建築士会連合会編集による「増補版 木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に掲載されている「木造住宅の耐震精密診断」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を精密な方法で診断し総合評点を求め、安全性を診断することをいう。
- (4) 耐震診断士 県が作成した「みやぎ木造住宅耐震診断士養成講習会修了登録者リスト」又は仙台市が作成した「仙台市戸建木造住宅耐震診断士名簿」に記載された者をいう。

(補助対象住宅)

第3 補助金の交付対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、県内に存し、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅
- (2) 在来軸組構法（太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法で建てられた住宅を含む。）又は枠組壁構法による木造平家建てから木造3階建てまでの住宅
- (3) 過去に国又は県若しくは市町村の補助事業に基づく耐震診断又は耐震精密診断を受けていない住宅

(補助対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費は、市町村が対象住宅に耐震診断士を派遣し、耐震診断の実施及び耐震診断結果報告書並びに耐震改修計画書の作成を行うために要する費用とする。

2 補助対象経費の上限額は142,400円とする。ただし、耐震改修計画書を作成しない場合（上部構造評点が1.0以上で、重大な地盤・基礎の注意事項がない場合をいう。）は、125,600円とする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、第4に規定する経費の4分の1以内の額とする。

2 補助金の総額の算定に当たっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出部数は1部とする。

(交付申請の添付書類)

第7 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 予算議決書（見込み可）の写し

(2) 市町村木造住宅耐震診断助成事業実施要領等の写し

(交付の条件)

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げる事項とする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次項に掲げる軽微な変更にあつてはこの限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 軽微な変更は次のとおりとする。

(1) 申込書の受付（予定）期間の変更

(2) 事業（予定）期間の始期の変更及び終期の短縮に係る変更

(実績報告)

第9 規則第12条第1項前段の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(年度終了実績報告)

第10 規則第12条第1項後段の規定による補助事業年度終了実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の書類は、当該補助事業の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

(実績報告の添付書類)

第11 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 実施結果表

- (2) 業務委託契約書の写し
- (3) 検査復命書等の写し
- (4) 支出負担行為兼支出命令書等の写し

(補助金の交付方法)

第12 補助金は、規則第13条に規定する補助金の確定後に交付するものとする。

(指導監督等)

第13 知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ補助事業の内容について、市町村長に対し指示又は調査することがある。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成17年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 みやぎ木造住宅耐震診断士派遣事業補助金交付要綱(平成15年4月23日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成19年度及び平成20年度の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る補助に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法－木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）－」に掲載されている「一般診断法」については、平成25年度においても、「耐震一般診断」に適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る補助に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。